

## 動物用医薬品店舗販売業、動物用医薬品卸売販売業、 および動物用高度管理医療機器販売・貸与業の皆様へ

令和5年9月29日、動物用医薬品取締規則の一部が改正され、現在、店舗・営業所や事務所の見やすい場所に許可証を掲示することとしているものについて、原則、インターネットで公表するよう変更されました。

ただし、例外として、

- ・ 事業者が許可証等を表示するのに適切な自らのウェブページを有さない場合（事業者HPに掲載するための準備期間等も含む）
- ・ 事業者への来店者がインターネット等を利用する手段を有さない可能性がある場合（一般の来店者が想定される店舗販売業者等）

については、従前の方法（書面の掲示）で対応しても良いこととなっております。

また、許可証のインターネット掲載により、他者による悪用（例：卸売相手の判断、輸入通関時等に悪用されること）が想定される場合は、閲覧の時点で事業者が許可を取得していることが分からなくなる項目以外（許可証の発行日や許可番号等）についてはマスキングしてインターネット上に掲載することも差支えないとなっておりますので、ご注意ください。

対象となる業者の皆様におかれましては、対応可能な範囲、期間でデジタル化の対応を進めていただけますよう、よろしくお願いいたします。